

学校法人中京学院と学校法人松翠学園の生徒・学生受入に関する協定書

学校法人中京学院（以下「甲」という。）と学校法人松翠学園（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 本協定は、甲と乙の連携等により、双方の生徒・学生の進路及び修学支援を目的とする。

（範 囲）

第2条 本協定は、甲及び乙が設置する次の学校間を範囲とする。

甲 学校法人中京学院 中京学院大学（中津川キャンパス・岐阜県中津川市千旦林 1-104／
瑞浪キャンパス・岐阜県瑞浪市土岐町 2216）

中京学院大学短期大学部（岐阜県瑞浪市土岐町 2216）

乙 学校法人松翠学園 滋賀文教短期大学（滋賀県長浜市田村町 335）

岐阜女子高等学校（岐阜県羽島郡岐南町三宅 1-130）

岐阜第一高等学校（岐阜県本巣市仏生寺 884-7）

（内 容）

第3条 本協定の内容は次のとおりとする。

(1) 甲及び乙は、双方の生徒・学生が相手校の入学者選抜の合格を経て入学した場合、修学支援の措置を講ずる。修学支援の内容は当該校の定めるところとし、内容は文書等にて事前に周知する。

(2) 甲及び乙は、生徒・学生に双方に関する教育研究活動の情報及び前号の内容等を発信する。

二 その他、必要な事項は両者協議のうえ決定する。

（期 間）

第4条 この協定の有効期間は、協定日から 2022 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間満了の日から 1 か月前までに、甲または乙から改定の申し入れがないときは、さらに 1 年間継続するものとし、その後もまた同様とする。

二 本協定は 2022 年度入学者選抜から適用する。

（窓 口）

第5条 本協定に関する連絡窓口は、当該校の入試又は進路担当者とする。

（改 廃）

第6条 本協定の改廃にあたっては、甲、乙協議のうえ行うものとする。

上記の協定の成立を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲、乙署名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

2021 年 10 月 7 日

甲

岐阜県瑞浪市土岐町 2216

学校法人中京学院 理事長

安達 章成



乙

岐阜県羽島郡岐南町三宅 1-130

学校法人松翠学園 理事長

松本 博文

